

ご利用までの手続きについて

①利用相談 支援相談員が窓口となり、ご利用に関する相談をお伺いします

②利用申込 ご利用が可能な方には、利用に必要な書類(下記の4書類)をご提出いただきます
下記書類4点がお手元に揃いましたら、当施設の支援相談員までご連絡下さい
書類確認後、面談日時の連絡をさせていただきます

必要書類	記入していただく方	
	入院・入所されている場合	在宅で生活されている場合
1. 利用申込書	ご家族の方か相談員	ご家族の方かケアマネジャー
2. 診療情報提供書	入院先又はご利用施設の主治医	かかりつけ医
3. 日常生活動作状況	入院先又はご利用施設の 看護師か介護士	ご家族の方かケアマネジャー
4. 食事調査票	入院先又はご利用施設の 栄養士か看護師	ご家族の方かケアマネジャー

※病院に入院中の方は、看護サマリーの作成もお願いいたします

現在処方中のお薬の説明書などもあれば、添付してください

面談時には、ご本人様に関する保険証・手帳等をご持参下さい

面談時に必要な書類

- ・介護保険被保険者証(更新中・区分変更中の方は暫定被保険者証)
- ・老人医療受給者証(75歳以上の方は後期高齢者医療被保険者証)
- ・健康保険被保険者証(75歳以上の方は必要ありません)
- ・介護保険負担限度額認定証(お持ちの方)
- ・身体障害者手帳(お持ちの方)
- ・生活保護受給証明書か生活保護受給証(該当の方)

③面談 ご本人様とご家族様、一緒に当施設へ来ていただき、施設見学と面談を行います
(支援相談員らのご自宅などへ伺うこともできます)

④判定 面談後、入所判定会議においてご利用いただけるか否かを検討します

※判定会議は、当施設内で各専門職の代表者からなる構成員で行われます

⑤通知 判定結果を支援相談員よりご連絡いたします

⑥利用開始 ご利用に関して、ご不明な点やご相談がありましたら、支援相談員までお気軽に
お問い合わせ下さい